

## 論 説

# 台湾国籍法の改正動向について －政府提案第5465号まで－

A Trend of Taiwan Nationality Law Revision.

熊 谷 久 世

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 台湾国籍法改正の経緯
- 3 議員（立法委員）提案による修正草案
- 4 政府（行政院）提案による修正草案
- 5 若干の検討
- 6 おわりに

## 1 は じ め に

台湾国籍法は、民国18年（1929年）の施行以来70年もの間、改正を経ないまま今日に至っている。1970年代に入ってからヨーロッパを中心として国籍法の改正が活潑になった。1979年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」において、女子に対し子の国籍に関して同等の権利を与える等の様々な両性の本質的平等化を促進させる内容の規定が含まれていたため、諸国はこの条約の批准のため、条約の趣旨に反する国内法の改正に向けて大きく動いたのであった。ドイツにおいては、1974年に連邦憲法裁判所の違憲決定をうけて同年国籍法が改正され、1978年にはスイスやデンマークが、1979年にスウェーデン、ノルウェー、1980年に中華人民共和国、1981年にイスラエ

ル、ポルトガル、トルコ、1982年にスペイン、1983年にオーストリア、イタリア、1984年にギリシャ、そして1985年の日本というように、多くの国で改正ラッシュが続いたのである。ところが、そのような急激な流れのなかにあって、台湾は依然として条約の趣旨に抵触する疑義の残る内容を含む国籍法を改正しなかった。これには、台湾が条約の参加国ではないということから、直接的にはヨーロッパ諸国の改正ラッシュの影響を受けなかったといえる。しかしながら、すでに台湾国内には多くの改正を求める主張があり、国籍法の改正作業が遅々として進まない状況に対して、国際的に台湾が非文明的で、非人権的であるとの劣悪な評判を生じさせている一つの重大な原因であるとの批判もあるところである<sup>1)</sup>。

1996年になってようやく国籍法修正草案が行政院を通過し<sup>2)</sup>、その後現在に至るまで立法院において国籍法及び国籍法施行条例の部分的改正が審議されているようであるが、審議の内容や経過については極めて不透明で、特に改正要綱案の中間報告等も公表されていない。しかしながら、そこでは父系血統主義から父母両系血統主義の採用、二重国籍での公職就任を制限的に採用するなど、国籍法の根幹に関わる部分の大きな改正が進められていることが明らかである。

そこで、本稿においては、現在台湾で進められている国籍法の改正の経緯及び改正内容について紹介し、若干の検討を試みることにする。

## 2 台湾国籍法改正の経緯

1929年（民国18年）から施行されている現行台湾国籍法は、その法律精神とりわけ固有国籍の認定の部分に関しては、多くが清朝末の国籍条例（1909年公布）を踏襲しているといわれ、多くの規定は封建主義的なものであり、立法背景が現在とは大きくかけ離れたものであることなどから、

1) 彭百顯「国籍法修正草案」立法院内政及邊政委員會審查會議案參考資料内議第41号（中華民国83年10月22日）4頁。

2) 中央日報1996年（民国85年）2月9日付朝刊。

早急なる全面改正を叫ぶ動きが増大してきた。しかし、そうした主張も、政府の固有の伝統的政策によって修正作業が度々阻まれ、人権及び国民の社会生活上の生活関係と密接に関連するトラブルが社会問題化するにもかかわらず、政府には依然として改正作業に着手しようとする動きがみられないままであった。実際に、内政部においてはもはや国籍法自体が現在の需要に十分対応することが困難であるとの考え方から、1969年（民国58年）に国籍法の修正が検討され、1973年（民国62年）には大院の審査に付している。しかし、大院の審査中に反対があり、その後に行政院に自発的に当該案を取り下げるなどを要求したため審議には至らなかった。このほかにも、内政部は民国67年、79年、81年に前後して法修正の構想があったものの、台湾の国際的な立場が特殊であるため、单一及び二重国籍の政策に触れることを考慮して、なおも法修正をとどめたという経緯がある<sup>3)</sup>。近年、国際交流が飛躍的に活発化し、国際結婚等から生ずる種々の人権上の問題が改めて提起されるに至って、漸くいくつかの条項の撤廃に対する強い批判が、立法委員による議員立法提案という形で実現したのである。すなわち、立法委員による修正国籍法案が院会を経て、1994年（民国83年）10月22日に立法院内政及辺政委員会の審査に付され、葉耀鵬委員等21人の起草した「『国籍法』及び『国籍法施行条例』部分条文修正草案」、張建国委員等34人の起草した「国籍法部分条文修正草案」及び彭百顯委員等18人の起草した「国籍法修正草案」が、翌10月24日の立法院第二期四会期内政及び辺政委員会第一回会議において、一括して審議されることとなった。この会議では、提案した立法委員をはじめ、内政部、外交部、国防部、財政部、法務部、行政院人事行政局、銓敘部、僑務委員会参事官などが出席し、三時間余りに及び審議がなされたが、別に期日を定めて継続審議されることが決定したうえで散会した。しかし、その後、現在に至るまでの間、審議は再開されていない。院会が委員会の審査に付した法案が、その後いつ審

3) 立法院第二期四会期内政及び辺政委員会「国籍法修正草案」案及び「国籍法施行条例部分条文案」案一括審査第一次会議記録・立法院公報第83巻第70期委員会記録464頁、内政部簡太郎局長発言。

議されるかについては、主審委員会召集委員（convener）によって決定されることとなるが、目下のところ再開の目途は立っていない状況である<sup>4)</sup>。

ところで、立法委員による修正草案審議において、「国籍法」についてどのように審議するかという問題が議論されている。国籍法は国家存立のための最も基本的で重要な法律であるため、行政院による同等の法案が提起されねばならず、それによってはじめて修正がおこなわれ得るとし、行政院の代案が提出された後に審査をおこなうべきであるとする意見と、行政官吏もすでに多くが国籍法に関する公聴会に出席し、意見を述べていることから、行政部门による代案がなされていない以上、議員提案に対する審議を進めるべきであり、差し支えが生じたならば速やかに行政院は代案を提出すればよいのであり、そうしなければ立法院議事の効率を高めることは不可能であるとする意見とが対立している。結果として、各提案委員の草案説明にとどまらず、行政部门の関係各部局長らを交えて草案が審議されたが、大まかな議論に終始し、条を追っての審議には至らなかった<sup>5)</sup>。

委員提案による修正草案審議が再開されぬまま、1996年（民国85年）4月5日には、行政院書簡として「国籍法修正草案」が立法院に送付された<sup>6)</sup>。そして、それは立法院第三期第一会期第五次会議で採り上げられ、内政及び辺政、外交及び僑政両委員会の審査に付された。しかしながら、当該会議は法案の名称を読み上げただけで、その後すぐに委員会の審査に交付したため、会議における発言記録は存在していないようである。政府提案の草案もまた、今に至るまで審議すべしとする召集委員の決定がないため、現在のところ審議をおこなう方法がないと考えられている。

なお、今後の日程を推し計るのはきわめて困難ではあるが、仮に審議が開始され、完了したならば、その書簡を手続委員会に送り、当該委員会によって院会（立法院）の議事日程に組み込まれ、二読会及び三読会の審査

4) 立法院内政及び辺政委員会編審・藍維宗氏よりの私信による。

5) 立法院第二期四会期内政及び辺政委員会「国籍法修正草案」案及び「国籍法施行条例部分条文案案」案一括審査第一次会議記録・立法院公報第83卷第70期委員会記録461頁以下。

6) 立法院議案関係文書・院總第940号 政府提案第5465号（中華民国41年〈1952〉年9月からの通し番号）中華民国85〈1996〉年4月3日印刷配布。

手続に入ることになる。審査会が審議を開始して二・三読の立法手続が完了するまでにどの位の時間要し、また修正の困難な原因が何であるかについての判断は、おそらく行政及び立法の双方において十分な共通の認識が存在するか否かによって大きく左右されることとなろう<sup>7)</sup>。

すなわち、現在のところ国籍法修正草案は、委員提案のものと政府提案のものが示されているが、いずれも審議が中断されたままとなっており、審議再開の予測も困難な状況にある。これまで審議が中断されている原因としては、修正内容が台湾本国及び大陸の国籍等の問題に関連することから、おそらくは比較的敏感な国民党委員による心理的抵抗感があるとの意見もあり、「一中一台」に触れる議論に対する根強い反発があることがその一因となっているようと思われる。

そこで、現在における台湾での国籍法改正の状況を知るために、二つの修正草案の内容を紹介する。二つの草案は、現在形式的には同時並行的に審議が進められることになってはいるが、実際には、委員草案の審議の後、それを汲み取る形で政府草案が提出され、審議がなされないまま中断している、と考えるのがより自然な解釈であると考える。したがって、今後は政府提案の修正草案を中心に議論が進められていくことになるであろう。

### 3 議員（立法委員）提案による修正草案

立法院内政及び辺政委員会審査会議録によれば<sup>8)</sup>、委員提案は三つであり、葉耀鵬委員等21人の起草した「『国籍法』及び『国籍法施行条例』部分条文修正草案」<sup>9)</sup>（以下、葉耀鵬委員提案）、張建国委員等34人の起草した「国籍法部分条文修正草案」<sup>10)</sup>（以下、張建国委員提案）及び彭百顯委

7) 前掲注4) 参照。

8) 立法院内政及辺政委員会審査会議案参考資料内議第41号（民国83年10月22日印発）

9) 提案人：葉耀鵬 連署人：許添財 廬修一 姚嘉文 洪奇昌 余政憲 林光華 劉文慶 沈富雄 陳光復 彭百顯 魏耀乾 呂秀蓮 侯海熊 邱連輝 陳水扁 廖大林 謝長廷 陳唐山 蘇嘉全 尤宏

員等18人の起草した「国籍法修正草案」<sup>10)</sup>（以下、彭百顥委員提案）である。提案の具体的な内容については、後掲の修正草案条文対照表を参照されたい。

葉耀鵬委員提案の説明は、立法院での議案参考資料の中で明らかにされておらず、また草案審議の会議にも葉耀鵬委員は出席していないため、そこにおいても提案説明がなされていない。しかし、提案の条文からすれば、単に立法時の管轄領域と現今の国際的に認知されているところの管轄領域との差異を、現状に即して部分的に文言を修正することにより不必要的当惑を避けることから明確にしようとするにとどまるものと考えられる。したがって、現行の「中国人」及び「中国の地」といった曖昧な文言を、それぞれ「中華民国人」及び「中華民国の地」に修正したにすぎない。

張建国委員の提案<sup>12)</sup>は、第一に、現行法が父系国籍を継承することを原則としていることは、その立法精神が中国古来の父系社会の伝統を主な淵源としており、子が母親との血縁関係により台湾国籍を取得するのは、父が無国籍である場合又は父が知れない場合に限られるが、これは明らかに憲法第7条の保障する男女平等の精神に違反するものであるとする。第二に、現行規定は「中国人の妻」は当然に中華民国の国籍を取得するのに対し、「中国人の夫」が中華民国の国籍を取得しようとする場合には繁雑な条件及び手続を経なければならないが、現在の社会において国際結婚は日常的であり、適法な婚姻関係における配偶者及びその子の利益の保護に関して男女の別があるのは、明らかに憲法に違反しているとする。第三に、台湾の経済は急速に発展していることから、既に東南アジア及びその他の地域の人々から垂涎の的となっている。それに伴って「仮装結婚」により

10) 提案人：張建国 潘維剛 陳健民 葛雨琴、連署人：徐成焜 蔡勝邦 江偉平 王世雄 韓國瑜 蕭金蘭 羅傳進 陳傑儒 黃正一 李友吉 莊金生 劉炳華 吳東昇  
蔡友上 林志嘉 曹爾忠 徐中雄 郭石城 廖光生 洪昭男 洪性榮 李必賢 蔡申潤  
黃昭順 吳德美 陳清寶 郭金生 趙振鵬 林聰明 陳建平

11) 提案人：彭百顥、連署人：沈富雄 葉菊蘭 余玲雅 姚嘉文 魏耀乾 戴振耀 許添財 洪奇昌 侯海熊 盧修一 呂秀蓮 許國泰 張俊雄 劉文慶 邱連輝 陳水扁  
陳哲男

12) 前掲注8) 2頁。

台湾国籍を取得する場合も多いと考えられ、こうした定住、就業については厳しく規制していかなければならぬことから、「中国人の配偶者となり、婚姻関係が満三年を経た者」につき内政部の許可を得て台湾の国籍を取得することができるとしている。

彭百顕委員提案については詳細な説明<sup>13)</sup>があり、これが今回の議員提案の中でも一際充実した内容を盛り込んだものである。まず、現在の国際社会における国籍決定の基本原則を説明し、重国籍（国籍の積極的抵触）及び無国籍（国籍の消極的抵触）がそれぞれ発生する具体的な事例をあげる。1930年の国連の「国籍法の抵触についての若干の問題に関する条約」（以下、ハーグ国籍条約）を引用し、いかなる人の公民権をも保障し、また国際間の国籍抵触を防止するために、あらゆる人に国籍が保障されること及び国籍唯一の原則を強調している。各国の国籍法の政策と立法の現状にも触れ、その多くは絶対的血統主義ではなく、絶対的生地主義でもない、いわゆる折衷主義を採用することによって国籍の抵触の発生を避けるために努力していることと、台湾の国籍法が絶対的父系血統主義を採用していることから、国際交流、国際婚姻が急増している情勢下で、すでに多くの国籍抵触の問題が生じていると説明する。特に、消極的抵触においては、無国籍児童の増加とその成長について、重大な人権侵害の問題や社会問題などが顕著であり、積極的抵触においても内政上多くの疑惑を招いているだけでなく、さらには他国の国籍管理にも影響を及ぼし、諸外国に対しても国際的に十分な責任を果たせない状況にあるとしている。こうしたことから、無国籍者の発生を防止するため生地主義との適切な折衷を考慮し、また重国籍防止をも念頭に置きながら速やかに合理的な修正をおこなう必要があるとしている。

その具体的な骨子は次の通りである。

- ① 父系単系血統主義を改め、父母両系血統主義を採用する。  
1、男女平等を確実なものにする。

---

13) 前掲注8) 6頁以下。

現行国籍法は、父系血統主義を採用し、母親の公民権を差別視し、また子がその母親の国籍を取得するという選択権を剥奪している。したがって、男女の平等を確実なものにするために父系単系血統主義を改め、父母両系血統主義を採用する。

## 2、無国籍児童の発生を減少させる。

目下台湾の無国籍児童の多くは、わが国の女子と外国の男子との間に出生した子で、以下の数種の事情があると考えられる。

- (1) 本国の女子と外国の男子との間の嫡出子で、わが国の国籍の取得を願うもの。
- (2) 本国女子の子で、その父との関係が途絶え、又はその外国国籍を欲しない者。このような状況の多くは戦争が原因となっている。例えばベトナム戦争の時の米軍属とわが国の女子との間に出生した子などである。
- (3) 幼少の頃から台湾に定住する外国人（多くは混血児）と本国の女子との間に出生した子。例えば、アメリカ国籍の混血児を父とする子は、アメリカ国籍を取得する方法が無く、またその母親の国籍であるわが国の国籍を取得することもできない。

これらの無国籍者の多くは、その母に頼って幼少の頃から台湾で成長しており、彼らは無国籍により制度的に差別視されることをのぞいては、文化的その他においても本国人と差異はなく、またわが国と血縁上の密接な関係があるにもかかわらず不当な法規のために遅々として国籍を取得する方法がない。わが国の厳しい戸籍事務管理制度の下、この種の家庭では甚大な苦渋を強いることとなり、そのうえ無国籍児童の育成においても、およそ就学、就業に関して制度的・社会的に度重なる排斥、差別視を被ることになるのが実状である。こうした制度的・社会的矛盾を除去することができなくて、いったいどのように国家の社会福祉や権益について語ることができようか。一般国民に対し、正常な生活を享受させることができるように、速やかにその母親の国籍を取得する権利を与えるべきである。

- ② 生地主義の精神を採用し、すべての子が生来の国籍を取得する権利

を保障し、またわが国国民の子が親の国籍を取得する権利をも併せて考慮する。

「国連児童権利条約」は1990年9月2日に発効し、すでに国際社会においては、児童の福祉を促進させるための児童を保護する完全な準則だとみなされており、これをもって一つの国家の文明を評価する基準であると認識されている。わが国はこの条約の締約国となる方法がないけれども、これを遵守すべき立場にあることはいうまでもない。条約は全54ヶ条で、その中の第7条第8条は特別に児童の国籍取得の権利に関して明確に規定しており、例えば第7条1項は「児童は出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定し、第2項は「締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1項の権利の実現を確保する」と規定し、締約国がその国籍、氏名と家族関係等法に基づいて共有する個人の権利が不当に侵害されぬよう保障することをもって、児童の権利を尊重しなければならないことを定めている。したがって、児童が国籍を取得する権利を確保するために、改めて父母両系血統主義を採用することはもちろん、生地主義の精神も併せて考慮し、現行第1条を修正し、わが国の領域において出生し、その父母がともに知れず又はともに国籍がない場合、或いはその父が死亡時にわが国の国籍であった場合は、わが国の国籍を取得すると規定した。

他に、わが国国民が産んだ子についても考慮し、その親の国籍を取得する権利を与えなければならない。したがって、第1条第1号を修正し、「出生の時に、父又は母がわが国国籍を有し、かつ他国国籍を取得していないとき」とした。この号は、わが国の領域に生まれたことを要件とするのではなく、領域外で生まれたわが国国民の子もわが国の国籍を取得することができ、将来成年になったときに国籍を選択されることにより、父母が子の国籍を決定し当惑を生じることを防ごうとするものである。

### ③ 国籍の積極的抵触を避け、单一国籍制をかかげる現行国籍法は明文

で二重国籍を認めていないけれども、高級官僚及び民意代表者を含めて二重に国籍を備える者は至る所にいる。この種の事実はすでに国家の安全、国籍と戸籍事務の管理、入出国管理及び治安管理などの方面にきわめて重大な当惑を与えており、いたずらに内政上の不必要的負担を増やし、また公民の権利義務の不公平な行使などの問題で、しばしば政治上の争議と対立を引き起こしている。対外的には、二重国籍政策の下、華僑に対して過度な拡張的解釈によって、すでに外国のパスポートがある者に対し依然としてわが国のパスポートを発給しており、ハーグ国籍条約及び国際慣行にも違反している。さらに多数の国家の単一国籍制とも異なり、外交上の争議も絶えない。パラグアイ政府はかつて外交文書（口上書）でわが国に抗議の表明をした。二重国籍制は、内政上又は外交上のいずれにおいても、わが国にとっては百害あって一利なしといえる。

一部の主張に、当該制度は、わが国と外国籍華人との友好関係を強化することができ、わが国と世界各地の文化交流を促進し、間接的にわが国の外交関係を拡大するものであると考える節があるが、これが実際には、独りよがりの一方的な考え方である。二重国籍は、常に、華人の所在国に政治上・社会上の排斥を生じさせ、華人はその所在国において有するべきはずの政治上の地位を得にくくし、るべきはずの社会的影響力を發揮させるすべが無く、実際上、その人に存する文化交流の架け橋的役割を果たす機会を半減させており、さらには所在国において、わが国の政策に対する了解がないことから、反対にわが国の対外関係にマイナス面の影響をも及ぼしている。友好関係は文化交流、経済協力或いは出入国管理などの方面で表現しなければならず、また当該事件ごとに、時と場合に応じ、弾力的に調整して漸く外交及び文化での最良の効果が發揮されるのであって、大中国排外主義のもとではこうした効果など期待できず、却って二重国籍制の維持は自分の手足を縛るものといえよう。実際に単一国籍制を行った後においても、わが国と外国籍華人の間は依然として積極的関係を維持できるであろうし、明らかに定まらない国籍関係のマイナス面の影響から脱却した後は、さらに健全で良性な友好関係を発展させることができるであろ

う。

- ④ 時代遅れで不適切な文言、当面の国家的環境に適合しない部分を修正する。

現行国籍法は60余年前に制定されたところの法であるり、その間国家は多くの重大かつ根本的な変革を行い、立法時の管轄領域は中国全土を含んでいたが、今は台湾本島及び付属の島のみである。目下国際的に公認されるところの中国或いは中国人は中国共産党統治下の中華人民共和国及びその人民である。したがって、現行条文の「中国人」及び「中国の地」の文言は修正しなくてはならない。法の執行管轄及び将来の国籍、出入国管理上の不必要的当惑を無くすという観点からも、このことは明確にしなければならない。この他、立法時にいうところの国民政府或いはその他の機関というのもまた今の政府組織名称とは異なっており、その名称をも正しくするため修正しなければならない。

- ⑤ 主管機関に事後に許可を取消す権利を与える、国家の安全を確保する。

本法を修正して実施した後、現行「国籍法施行条例」は、ほとんど存続の必要はなく、廃棄すべきであるが、当該条例第8条の主管機関が、国家の安全と国籍管理の必要性から、すでに国籍を取得し又は回復した者に対する事後取消権を規定すべきである。したがって、本修正草案に第19条を増設し、主管機関は、所定の期限内に本法の規定に合致しない又は国家の安全上重大な脅威者（例えばスパイ）の国籍の許可を取消す権限を認める。ただし当事者の合理的権益を考慮し、行政裁量権を適正に規範するため、当事者の異議申立権を明記する。

---

14) 条文の翻訳に際しては、張有忠「日本語訳・中華民国六法全書」（日本評論社）を参考にした。

国籍法修正草案条文対照表<sup>14)</sup>

葉耀鵬委員等提案修正条文	張建国委員等提案修正条文	彭百顥委員等提案修正条文	現行法条文
第1章 固有国籍		第1章 総則および固有国籍	第1章 固有国籍
		第1条 中華民国国民の固有国籍及び国籍の取得、喪失、回復と取消を本法によって規定する。本法に規定のないものは、その他の法律の規定を適用する。	
第1条 次に掲げる者はそれぞれ中華民国国籍に属する。 1、出生の時に中華民国人であるとき。 2、父の死亡後に出生し、その父が死亡した時に中華民国人であったとき。 3、父が知れない場合又は国籍のない場合に、その母が中華民国人であるとき。 4、中華民国の地域に出生した場合に、父母が共に知れない時又は共に国籍を有しないとき。	第1条 次に掲げる者はそれぞれ中華民国国籍に属する。 1、出生の時に父又は母が中華民国人であるとき。 2、父又は母の死亡後に出生し、その父又は母が死亡した時に中華民国人であったとき。 3、中華民国で出生した場合に、父母共に知れない時又は共に国籍を有しないとき。 ②出生の時二重国籍を取得した者は、満20歳に、自ら国籍を選択することができ、選択後に変更を行うことはできない。	第2条 次に掲げる各号の者は中華民国国籍を有する。 1、出生の時に父又は母がわが国国籍を有し、かつ他國国籍を取得していないとき。 2、わが国領域で出生し、父の死亡後に生まれ、その父が死亡の時にわが国国籍を有していたとき。 3、わが国領域で生まれた場合に、父母が共に知れないとき又は共に国籍を有しないとき。	第1条 次に掲げる者は、それぞれ中華民国国籍に属する。 1、出生の時に父が中国人であるとき。 2、父の死亡後に出生し、その父が死亡した時に中国人であったとき。 3、父が知れない場合又は国籍のない場合に、その母が中華民国人であるとき。 4、中国の地域で出生した場合に、父母が共に知れないとき又は共に国籍を有しないとき。
第2章 国籍の取得		第2章 国籍の取得	第2章 国籍の取得
第2条 外国人で次の各号の事情の一があるときは、中華民国国籍を取得する。 1、中華民国人の妻となつたとき。但しその本国法によって国籍を留保するときは、この限りでない。 2、父が中華民国人で、その父に認知されたとき。 3、父が知れない場合、	第2条 外国人で次に掲げる各号の事情の一があるときは、内政部の許可を経て、中華民国国籍を取得する。 1、中華民国人の配偶となり、婚姻関係が満3年に達したとき。 2、父又は母が中華民国人で、その父又は母に認知されたとき。	第3条 外国人又は国籍のない者で次に掲げる各号の事情の一があるときは、中華民国国籍を取得する。但し、外国人がその本国法によって国籍を留保するときは、この限りでない。 1、わが国国民の配偶となり、又わが国領域内に継続して2年以上住所を有するとき。 2、父又は母がわが国の國	第2条 外国人で次の各号の事情の一があるときは、中華民国国籍を取得する。 1、中国人の妻となつたとき。但しその本国法によって国籍を留保するときは、この限りでない。 2、父が中国人で、その父に認知されたとき。 3、父が知れない場合、又は父の認知がない場合に、母が中国人であり、

## 台湾国籍法の改正動向について（熊谷）

<p>又は父の認知がない場合に、母が中華民国人であり、その母によつて認知されたとき。</p> <p>4. 中華民国人の養子となつたとき。</p> <p>5. 帰化したとき。</p>	<p>3. 中華民国人の養子となつたとき。</p> <p>4. 帰化したとき。</p>	<p>民でその父又は母に認知されたとき。</p> <p>3. わが国国民の養子となり、またわが国領域内に継続して3年以上住所を有するとき。</p> <p>4. 帰化したとき。</p>	<p>その母によって認知されたとき。</p> <p>4. 中国人の養子となつたとき。</p> <p>5. 帰化したとき。</p>
<p><b>第3条</b> 外国人又は国籍のない者は内政部の許可を経て帰化することができる。 ②内政部は帰化の申請をする者が次の各号の条件を具備していなければ、前項の許可をすることができない。 1. 5年以上継続して中華民国に住所を有すること。 2. 満20歳以上で、中華民国法及びその本国法によって能力を有すること。 3. 品行端正であること。 4. 相当の財産又は技能があつて、十分に自立できること。 ③国籍のない者が帰化するときは、前項第2号の条件は専ら中華民国法によってを定める。</p>	<p><b>第3条</b> 外国人又は国籍のない者は、内政部の許可を経て帰化することができる。 ②帰化の申請をした者が、下に並べる各号の条件を具備していなければ、内政部は前項の許可をすることができない。 1. 5年以上継続して、わが国管轄の国境内に住所を有すること。 2. 満20歳以上でわが国法及びその本国法によって、行為能力があること。 3. 相当の財産又は技能を持ち、自立が十分にできること。 ③国籍のない者が帰化するときは、前項第2項の条件はわが国法によって定める。 ④外国人で第2項各号に基づいて、内政部の許可を経て、わが国の国籍に帰化する者は、もとの国籍（現有）を放棄しなければならない。</p>	<p><b>第4条</b> 外国人又は国籍のない者は、内政部の許可を経て帰化することができる。 ②内政部は、帰化を申請する者が次の各号の条件を具備していなければ、前項の許可をすることができない。 1. 5年以上継続して中国に住所を有すること。 2. 満20歳以上で、中国法及びその本国法によって能力を有すること。 3. 品行端正であること。 4. 相当の財産又は技能があつて十分に自立できること。 ③国籍のない者が帰化するときは、前項第2号の条件は、専ら中国法によって定める。</p>	<p><b>第3条</b> 外国人又は国籍のない者は、内政部の許可を経て帰化することができる。 ②内政部は、帰化を申請する者が次の各号の条件を具備していなければ、前項の許可をすることができない。 1. 5年以上継続して中国に住所を有すること。 2. 満20歳以上で、中国法及びその本国法によって能力を有すること。 3. 品行端正であること。 4. 相当の財産又は技能があつて十分に自立できること。</p>
<p><b>第4条</b> 次の各号の外国人が現に中華民国に住所を有する場合は、継続して5年以上経過していないときもまた帰化することができる。 1. 父又は母がかつて中華民国人であったとき。 2. 妻がかつて中華民国人であったとき。 3. 中華民国で出生した者。 4. かつて中華民国に継続して10年以上居所</p>	<p><b>第4条</b> 次に掲げる各号の外国人又は国籍のない者が、現にわが国領域内に住所を有する場合は、継続して5年以上経過していないときもまた帰化することができる。 1. 父又は母がかつて中華民国人であったとき。 2. 配偶がかつて中華民国人であったとき。 3. 中華民国で出生した者。 4. かつて中華民国に継続して10年以上居所があつたとき。</p>	<p><b>第5条</b> 次に掲げる各号の外国人又は国籍のない者が、現にわが国領域内に住所を有する場合は、継続して5年以上経過していないときもまた帰化することができる。 1. 父又は母がかつてわが国国民であったとき。 2. かつてわが国国民と婚姻関係が発生したとき。 3. わが国領域内で生まれたとき。 4. かつてわが国領域内に継続して10年以上住所があつたとき。</p>	<p><b>第4条</b> 次の各号の外国人が現に中国に住所を有する場合は、継続して5年以上経過していないときもまた帰化することができる。 1. 父又は母がかつて中国人であったとき。 2. 妻がかつて中国人であったとき。 3. 中国で生出した者であるとき。 4. かつて中国に継続して10年以上居所があつたとき。 ②前項の第1、第2、第</p>

<p>があったとき。 ②前項の第1, 第2, 第3号の外国人は、3年以上継続して中華民国に居所を有していない場合は、帰化することができない。但し、第3号の外国人は、その父又は母が中華民国の地域で出生したときは、この限りでない。</p>	<p>があったとき。 ②前項の第1, 第2, 第3号の外国人で、中華民国に継続して3年以上居所を有していない場合は、帰化することができない。但し第3号の外国人で、その父又は母が中華民国で出生したときは、この限りでない。</p>	<p>②前項の第1号から第3号の外国人又は国籍のない者は、わが国領域内に継続して3年以上住所を有するにあらざれば、帰化することができない。但し第3号の外国人又は国籍のない者はその父又は母がわが国の領域内で出生したときは、この限りでない。</p>	<p>3号の外国人は、3年以上継続して中国に居所を有していない場合は、帰化することができない。但し、第3号の外国人は、その父又は母が中国で出生したときは、この限りでない。</p>
<p>第5条 外国人が現に中華民国に住所を有し、その父または母が中華民国人である場合は、第3条第2項第1号、第2号及び第4号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。</p>	<p>第5条 外国人で現に中華民国に住所を有しその父又は母が中華民国人である場合は、第3条1, 2, 4号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。</p>	<p>第6条 外国人又は国籍のない者が現にわが国領域内に住所を有し、その父又は母がわが国の国民である場合は第4条第2項第1号第2号第3号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。</p>	<p>第5条 外国人が現に中国に住所を有し、その父又は母が中国人である場合は、第3条第2項第1号、第2号及び第4号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。</p>
<p>第6条 外国人で中華民国において殊勲がある場合は、第3条第2項各号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。 ②内政部が前項の帰化を許可するには、国民政府の許可を経なければならない。</p>	<p>第6条 外国人で次に掲げる各号の事由の一がある者で、行政院特別案件許可を経たときは、第3条の制限を受けず、帰化することができる。 1, 中華民国において特殊な勳功があった者 2, 中華民国への投資が一定の金額以上に達した者。 ②前項第2号の投資金額は中央主管機関によつてこれを定める。</p>	<p>第7条 外国人又は国籍のない者でわが国の利益の増進に特殊な貢献のあった者は、第4条第2項各号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。 ②内政部が前項の帰化の許可をなすには、行政院の許可を経なければならない。 ③前項の特殊帰化の許可の要件は、行政院がこれを定める。</p>	<p>第6条 外国人で中国において殊勲がある場合は、第3条第2項各号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。 ②内政部が前項の帰化を許可するには、国民政府の許可を経なければならない。</p>
		<p>第8条 外国人又は国籍のない者で全人類の文明発展又はわが国の利益の増進に特殊な貢献のあった者は、各級政府が自発的に栄誉国民を贈ると公布をすることができる。推奨を示し、かつ世界の文化交流を促進する。 ②前項の栄誉国民を贈ることを公布する前に、行政院の認可を得なければならない。</p>	

台湾国籍法の改正動向について（熊谷）

第7条 帰化は国民政府の公報で公布することを要し、公布の日から効力が発生する。	第7条 帰化は国民政府の公報で公布することを要し、公布の日から効力が発生する。	(削除)	第7条 帰化は国民政府の公報で公布することを要し、公布の日から効力が発生する。
第8条 帰化した者の妻及びその本国法による未成年の子は、随伴して中華民国国籍を取得する。但し妻又は未成年の子について、その本国法で反対の規定があるときは、この限りでない。	第8条 帰化した者の配偶及びその本国法に基づき未成年の子は、随伴して中華民国国籍を取得する。	第9条 帰化した者の未成年の子は、随伴して中華民国国籍を取得する。但し未成年の子で、その本国法に基づきその国籍を留保した者は、この限りでない。 ②前項の帰化した者の未成年の子の認定は、その本国法による。国籍のない者はわが国法による。	第8条 帰化した者の妻及びその本国法による未成年の子は、随伴して中華民国国籍を取得する。但し妻又は未成年の子について、その本国法で反対の規定があるときは、この限りでない。
第9条 第2条の規定により中華民国の国籍を取得した者及び帰化した者に随伴して中華民国の国籍を取得した妻及び子は、次の各号の公職に就くことができない。 1、国民政府委員、各院院長、各部部長及び委員会委員長 2、立法院立法委員及び監察院監察委員 3、全權大使、公使 4、陸海空軍將官 5、各省区政府委員 6、各特別市市長 7、各級地方自治体職員 ②前項の制限について、第6条の規定によって帰化した者は、国籍取得の日から満5年後、他の者は国籍取得の日から満10年経過した後に、内政部が国民政府に対して、解除を申請することができる。	第9条 第2条の規定により中華民国の国籍を取得した者及び帰化した者に随伴して中華民国国籍を取得した配偶又は子で、国籍を取得して5年以内の者は、次に掲げる公職に就くことができない。 1、中華民国の總統、副總統 2、行政、立法、司法、考試、監察院長、各部会の首長 3、立法委員、監察委員、国民大会代表 4、全權大使、公使 5、陸海空軍の將官 6、省長、省府委員 7、各直轄市長、縣市長 ②但し第6条の規定に基づいて帰化した者は、この限りにあらず。	第10条 第3条の規定により中華民国国籍を取得した者は次に掲げる各号の公職に就くことができない。 1、總統、副總統 2、國民大会代表、立法院の立法委員、及び監察院の監察委員 3、行政院院長、副院長、政務委員、司法院院長、副院長、大法官、考試委員、審計部審計長 4、特任、特派の人員 5、總統府秘書長、行政院人事行政局局長 6、各部の政務次長 7、特命全權大使、特命全權公使 8、陸海空軍の將官 ②前項の制限は、第7条の規定によって帰化した者は、国籍を取得した日から満3年、其他は国籍を取得した日から満5年後内政部は行政院に申請してこれを解除することができる。	第9条 第2条の規定により中華民国の国籍を取得した者及び帰化した者に随伴して中華民国の国籍を取得した妻及び子は、次の各号の公職に就くことができない。 1、国民政府委員、各院院長、各部部長及び委員会委員長 2、立法院立法委員及び監察院監察委員 3、全權大使、公使 4、陸海空軍將官 5、各省区政府委員 6、各特別市市長 7、各級地方自治体職員 ②前項の制限について、第6条の規定によって帰化した者は、国籍取得の日から満5年後、他の者は国籍取得の日から満10年経過した後に、内政部が国民政府に対して、解除を申請することができる。
第3章 国籍の喪失		第3章 国籍の喪失	第3章 国籍の喪失
第10条 中華民国人であって次の各号の事由の一が	第10条 外国人の配偶となり自ら国籍の離脱を申請し、	(削除)	第10条 中国人であって次の各号の事由の一がある者は、

<p>ある者は、中華民国の国籍を喪失する。</p> <p>1, 外国人の妻となり、自ら国籍離脱を申請し、内政部の許可を経たとき。</p> <p>2, 父が外国人であつてその父に認知されたとき。</p> <p>3, 父が知れない場合、又は父の認知がない場合に、母が外国人であり、その母に認知されたとき。</p> <p>②前項の第2, 第3号の規定によって国籍を喪失する者は、中華民国法によって未成年である者、又は中華民国人の妻でない者に限る。</p>	<p>内政部の許可を経た者は、中華民国の国籍を喪失する。</p>		<p>中華民国の国籍を喪失する。</p> <p>1, 外国人の妻となり、自ら国籍離脱を申請し、内政部の許可を経たとき。</p> <p>2, 父が外国人であつてその父に認知されたとき。</p> <p>3, 父が知れない場合、又は父の認知がない場合に、母が外国人であり、その母に認知されたとき。</p> <p>②前項の第2, 第3号の規定によって国籍を喪失する者は、中国法によつて未成年である者、又は中国人の妻でない者に限る。</p>
<p>第11条 自ら外国国籍の取得を希望する者は、内政部の許可を経て、中華民国国籍を喪失することができる。但し満20歳以上で中華民国法によつて能力を有する者に限る。</p>	<p>第11条 自ら外国国籍の取得を希望する者は内政部の許可を経て、中華民国国籍を喪失することができる。但し満20歳以上で中国法によつて行為能力を有する者に限る。</p>	<p>第11条 自ら外国国籍を取得した者は内政部の許可を経て、中華民国の国籍を喪失することができる。但し、満20歳以上で、わが国の法によつて行為能力を有する者に限る。</p> <p>②前項の規定によって中華民国の国籍を喪失し、かつすでに他国の国籍を取得した者の未成年の子は、内政部の許可を経て、随伴して中華民国国籍を喪失することができる。</p>	<p>第11条 自ら外国国籍の取得を希望する者は内政部の許可を経て、中華民国国籍を喪失することができる。但し満20歳以上で中国法によつて能力を有する者に限る。</p>
<p>第12条 次の各号の事由の一がある者に対して、内政部は国籍喪失の許可を与えてはならない。</p> <p>1, 兵役に服する年齢に達した者で、兵役義務を免除されず、又は未だ兵役に服していないとき。</p> <p>2, 現に兵役に服しているとき。</p> <p>3, 現に中華民国の文武官職に任じているとき。</p>	<p>第12条 次に掲げる各号の事由の一がある者に対して、内政部は国籍喪失の許可を与えてはならない。</p> <p>1, 兵役に服する年齢に達した者で、兵役義務を免除されず、又は未だ兵役に服していないとき。</p> <p>2, 現に兵役に服しているとき。</p> <p>3, 現に中華民国の文武官職に任じているとき。</p>	<p>第12条 次に掲げる各号の事由の一がある者に対して、内政部は国籍喪失の許可を与えてはならない。</p> <p>1, 男子は満16歳の1月1日から、常備兵役又は補充兵役又は1ヶ月を越える兵役期の国民兵役義務を免除されず、未だ上述の兵役に服していないとき。</p> <p>2, 現に兵役に服しているとき。</p> <p>②前項の第1号の場合に次</p>	<p>第12条 次の各号の事由の一がある者に対して、内政部は国籍喪失の許可を与えてはならない。</p> <p>1, 兵役に服する年齢に達した者で兵役義務を免除されず、又は未だ兵役に服していないとき。</p> <p>2, 現に兵役に服しているとき。</p> <p>3, 現に中国の文武官職に任じているとき。</p>

台湾国籍法の改正動向について（熊谷）

		<p>に掲げる各号の事由の一があるときは、この限りにあらず。</p> <p>1. 第11条第2項によって、随伴して国籍を喪失した者。 2. 満10歳から、いまだわが国管轄内に住所を有したことがない者。</p>	
第13条  次の各号の事由の一がある者は、第10条、第11条の規定に符合する場合であってもなお国籍を喪失しない。  1. 刑事事件の嫌疑人又は被告人 2. 刑の宣告を受け執行が終わっていない者 3. 民事事件の被告 4. 強制執行を受けその手続きが終結していない者 5. 破産宣告を受け未だ復権していない者 6. 租税を滞納している者又は租税滞納処分を受け未だ終結していない者	第13条  次の各号の事由の一がある者は、第10条、第11条の規定に符合する場合であってもなお国籍を喪失しない。  1. 刑事事件の嫌疑人又は被告人 2. 刑の宣告を受け執行が終わっていない者 3. 民事事件の被告 4. 強制執行を受けその手続きが終結していない者 5. 破産宣告を受け未だ復権していない者 6. 租税を滞納している者又は租税滞納処分を受け未だ終結していない者	(削除)	第13条  次の各号の事由の一がある者は、第10条、第11条の規定に符合する場合であってもなお国籍を喪失しない。  1. 刑事事件の嫌疑人又は被告人 2. 刑の宣告を受け執行が終わっていない者 3. 民事事件の被告 4. 強制執行を受けその手続きが終結していない者 5. 破産宣告を受け未だ復権していない者 6. 租税を滞納している者又は租税滞納処分を受け未だ終結していない者
		<p>第13条  中華民国国民で満20歳に達する以前に他国の国籍を有する者は、満21歳に達するまでにいずれかの国籍を選択しなければならない。満20歳に達するまでに他国の国籍を取得した者は他国国籍を取得してから1年以内に国籍を選択しなければならない。本法修正前満20歳に達するまでに他国国籍をかねて有している者は本法を公布実施した日から1年以内に国籍を選択しなければならない。</p> <p>②前項の規定により、わが国国籍を選択処理をしていない者は、わが国国籍を喪失する。但し、本法第12条の事由を備える者は、</p>	

		<p>この限りでない。</p> <p>③第1項の規定により他国国籍を選択または国籍を選択していない者は、中華民国の公職を担当する権利を喪失する。</p> <p>第14条</p> <p>国籍を喪失した者は中華民国国民でなければ享有することができない権利を喪失する</p> <p>②国籍を喪失した者で、国籍を喪失する前に、既に前項の権利を享有している場合は、国籍喪失後5年以内に中華民国人に譲渡しないときその権利は国庫に帰属する。</p> <p>③前項の権利が国庫に帰属する場合の執行規則は行政院によってこれを定める。</p>	
第14条 国籍を喪失した者は、中華民国人でなければ享有することができない権利を喪失する。 ②国籍を喪失した者が国籍喪失前に既に前項の権利を享有している場合は、国籍喪失後1年以内に中華民国人に譲渡しないときその権利は、国庫に帰属する。	第14条 国籍を喪失した者は、中華民国人でなければ享有することができない権利を喪失する。 ②国籍を喪失した者で、国籍を喪失する前に既に前項の権利を享有している場合は、国籍喪失後1年以内に中華民国人に譲渡しないときその権利は国庫に帰属する。	第14条 国籍を喪失した者は中華民国国民でなければ享有することができない権利を喪失する。 ②国籍を喪失した者で、国籍を喪失する前に既に前項の権利を享有している場合は、国籍喪失後5年以内に中華民国人に譲渡しないときその権利は国庫に帰属する。 ③前項の権利が国庫に帰属する場合の執行規則は行政院によりこれを定める。	第14条 国籍を喪失した者は、中国人でなければ享有することができない権利を喪失する。 ②国籍を喪失した者が国籍喪失前に既に前項の権利を享有している場合は、国籍喪失後1年以内に中国人に譲渡しないときその権利は、国庫に帰属する。
		第15条 出籍許可書を受け取った者で、他の国籍を有しない又は他の国籍を取得していないとき、その出籍証書は効力が発生していないものと見なし、出籍許可証書を受け取った者は、その証書を返還（返納）し国籍喪失の取消を申請して、国籍を回復しなければならない。	
		第4章 国籍の回復と取消	第4章 国籍の回復

台湾国籍法の改正動向について（熊谷）

第15条 第10条第1項第1号の規定によって国籍を喪失した者は、婚姻関係消滅後に、内政部の許可を経て中華民国国籍を回復することができる。	第15条 第10条によって国籍を喪失した者は、婚姻関係の消滅後、内政部の許可を経て、中華民国国籍を回復することができる。	(削除)	第15条 第10条第1項第1号の規定によって国籍を喪失した者は、婚姻関係消滅後に、内政部の許可を経て中華民国国籍を回復することができる。
第16条 第11条の規定により国籍を喪失した者が中華民国に住所を有し、且つ第3条第2項第3、第4号の条件を具备している場合は、内政部の許可を経て、中華民国国籍を回復することができる。但し帰化者及び随伴して国籍を取得した妻が国籍を喪失した場合は、この限りでない。	第16条 第11条の規定により国籍を喪失した者が、中華民国に住所を有し、且つ第3条第3、第4号の条件を具备している場合は、内政部の許可を経て、中華民国国籍を回復することができる。	第16条 第11条、第13条の規定により国籍を喪失した者が、わが国管轄の国境内に住所を有し、且つ第4条第2項第3号の条件を具备し、他国の国籍を留保していない場合は、内政部の許可を経て、中華民国の国籍を回復することができる。 ②帰化者及びそれに随伴して国籍を取得した子が国籍を喪失した場合は、前項に規定に合致しても、中華民国国籍を回復することができない。	第16条 第11条の規定により国籍を喪失した者が中国に住所を有し、且つ第3条第2項第3号、第4号の条件を具备している場合は、内政部の許可を経て中華民国国籍を回復することができる。但し帰化した者及び随伴して国籍を取得した妻子が国籍を喪失したときは、この限りでない。
第17条 第8条の規定は第15条、第16条の場合に準用する。	第17条 第8条の規定は第15条、第16条の場合に準用する。	第17条 中華民国国籍を回復した者の未成年の子は、随伴して中華民国国籍を回復又は取得する。但し未成年の子で、その本国法によりその国籍を留保したものは、この限りでない。 ②前項の国籍を回復した者の未成年の子の認定は、その本国法による。国籍のない者はわが国法による。	第17条 第8条の規定は第15条、第16条の場合に準用する。
第18条 国籍を回復した者は、国籍回復の日から3年以内に、第9条第1項各号の公職に任ずることができない。	第18条 国籍を回復した者は、国籍回復の日から3年以内に、第9条第1項各号の公職に任ずることができない。	第18条 国籍を回復した者は、国籍を回復した日から2年以内に、第10条第1項各号の公職に任ずることができない。	第18条 国籍を回復した者は、国籍回復の日から3年以内に、第9条第1項各号の公職に任ずことができない。
		第19条 次に掲げる各号の事由の一つがある者に、本法の主管機関は規定の期限内に、国籍の取得又は回復の許可を取消することができる。	

		<p>1, もとの許可が本法の規定に一致していないとき。</p> <p>2, 国家の安全に対して重大な脅威となる者, たとえばスパイ等。</p> <p>②当事者は前項の処分に不服がある場合, 異議を提出し,これを変更或いは取消の申請をしなければならない。</p> <p>③本条の取消適用範囲, 期限及び当事者の異議権行使の規則は, 主管機関がこれを定める。</p>	
		第5章 附則	第5章 附則
		<p>第20条 中華民国国民で外国国籍を取得した者は, 中華民国の公職に就くことができない。中華民国の公職に就いている場合は, 管理の責任を負う主管機関がその公職を解除或いは免除しなければならない。</p>	
		<p>21条 国籍の取得, 勝失, 回復及び取消の事情は, 内政部の許可の日に効力が発生し, また総統府の官報に掲載する。</p>	
第19条 本法の施行は, 別に条例で定める。	第19条 本法の施行は, 別に条例で定める。	第22条 本法施行細則は, 行政院が定める。	第19条 本法の施行は, 別に条例で定める。
第20条 本法は, 公布の日から施行する。	第20条 本法は, 公布の日から施行する。	第23条 本法は公布の日から施行する。	第20条 本法は, 公布の日から施行する。

### 国籍法施行条例部分条文修正案（葉耀鵬委員等の提案）

修 正 条 文	現 行 条 文
第2条 国籍法第2条第1号から第4号まで及び第8条により, 中華民国国籍を取得した者は, 居住する地の管理の責任を負う官庁に本人又は父又は母が申請し, 調査後明かになれば内政府に報告され受理されると, 内政部により国民政府の官報に公布される。外国に住ばむ者は, 最も近い中華民国大使館に申請し取り次いで知らせてもらうことができる。	第2条 国籍法第2条第1号から第4号まで及び第8条により, 中華民国国籍を取得した者は, 居住する地の管理の責任を負う官庁に本人又は父又は母が申請し, 調査後明かになれば内政府に報告され受理されると, 内政部により国民政府の官報に公布される。外国に住む者は, 最も近い中国大使館に申請し取り次いで知らせてもらうことができる。

修 正 条 文	現 行 条 文
第5条 国籍法第11条の規定に基づき、中華民国国籍を喪失することを望む者は、本人により申請書を提出して、居住する地の管理の責任を負う官庁にを転送し、内政部が照合の上処理する。外国に住む者は最も近い中華民国大使館に申請し、照合の上転送される。内政部の審査、許可を経て、国籍を喪失したときは、許可証書を発行し国民政府の官報にこれを公布しなければならない。公布の日から効力が発生する。	第5条 国籍法第11条の規定に基づき、中華民国国籍を喪失することを望む者は、本人によ申請し、官庁が内政部に申請り申請書を提出して、居住する地の管理の責任を負う官庁に申請し、官庁が内政部に申請を転送し、内政部が照合の上処理する。外国に住む者は最も近い中国大使館に申請し、照合の上転送される。内政部の審査、許可を経て、国籍を喪失したときは、許可証書を発行し国民政府の官報にこれを公布しなければならない。公布の日から効力が発生する。
第10条 国籍法の施行前及び施行後に中華民国人が外国国籍を取得し中華民国の公職の就いている場合は、管理の責任を負う官庁によって調査され明らかになればその公職を取り消される。	第10条 国籍法の施行前及び施行後に中国人が外国国籍を取得し中華民国の公職の就いている場合は、管理の責任を負う官庁によって調査され明らかになればその公職を取り消される。

#### 4 政府（行政院）提案による修正草案

内政部書簡では、国籍法が施行されて以来66年を経過していることから、条文において時代に即さない部分があることを認めたうえで、時宜に適した実務上の要求に合致させること及び法規の簡素化という種々の配慮を加えるために、国籍法及び国籍法施行条例、国籍変更申請手続、内政部が国籍許可申請書を公布する規則、中華民国国籍証明規則、及びその他の国籍喪失、回復等に関する多種の行政命令を、実体的な部分については一括して国籍法において改正し、手続的な部分については別に国籍法施行細則を定めるものとして、「国籍法」修正草案を提案するとしている。これは、すでに1996年（民国85年）2月8日に行政院第2468次会議において、審議及び修正の決議を経て通過し、立法院に送付されたものである。そこにおいて修正が提案されている要点は次のとくである<sup>15)</sup>。なお、修正草案の条文対照表は後掲参照。

- ① 各国の立法の状況に照らして、なおかつ男女平等をはかるために、

15) 立法院議案関係文書・院總第940号 政府提案第5465号527頁以下。

父系血統主義を父母両系血統主義に改め、現行の「出生の時に父が中国人である者は、中華民国の国籍を有する」との規定を「出生の時に父又は母が中華民国の国民である者は、中華民国の国籍を有する」と修正する。また、本法が修正され公布の時に、母がわが国の未成年者である場合に法律不適切の原則を排除せしめるよう、また当該種類の未成年者の権益を保障するべく、この場合もまたわが国の国籍を有するとさだめる。（修正条文第二条）

② 外国人又は無国籍者は、帰化を申請する場合に、必ず住所を設定しなければならないという法定条件を設けた。（修正条文第三条から第六条まで）

③ 外国人が帰化し、わが国の国籍取得により二重国籍となることを避けるため、わが国の国籍を取得したあらゆる外国人は、国籍変更申請手続の規定によって、必ずもとの国籍を喪失することを証明する書証を提出しなければならないとする。これにより、以後外国人で帰化を申請する者にその国籍を喪失したことの証明を提出させる明確な規定を与えた。（修正条文第九条）

④ 外国人又は無国籍者が帰化した場合、わが国の国籍を取得した者が公職に就くことに関する制限を明確に定めた。（修正条文第十条）

⑤ 国籍を喪失する者はみな、必ず申請しなければならないこととする。また内政部の許可を経て、はじめてわが国の国籍を喪失することを規定する。国籍を喪失した後、その未成年の子は、内政部の許可を経て、親に附隨して国籍を喪失することを定める。（修正条文第十二条）

⑥ 国籍の喪失を申請した者につき、内政部が国籍喪失を許可できないいくつかの事由を規定する。さらに外国に居住し、わが国の国籍を有する者の権益を保障するため、但書を設け、国外で出生し、かつ国内に戸籍がない者又は満一五歳以前に国外に移住した者は、この限りではないとする。（修正条文第十二条及び十三条）

⑦ 現在の実状に適合させるため、実務上、国籍を喪失し国籍喪失許可証を受取った者で、いまだ外国国籍を取得していない者は、すべてその国籍喪失許可証を返納し、国籍喪失の取消を申請しなければならないことと

する。そこで国籍を喪失した者がいまだに外国国籍を取得していないときは、内政部の許可を経て、その国籍の喪失を取消すことができるとする規定を設けた。（修正条文第十四条）

国籍法修正草案条文対照表

修 正 条 文	現 行 条 文
	第1章 固有国籍
第1条 中華民国国籍の取得、喪失、回復及び取消は本法の規定による。	
第2条 次に掲げる各号の事情の一があるときは、中華民国国籍に属する。 1、出生の時に父又は母が中華民国国民である。 2、父又は母の死亡後に出生し、その父又は母が死亡したときに中華民国国民である。 3、中華民国領域内で出生した場合に、父母が共に知れないとき又は共に国籍を有しないとき。 4、帰化したとき。 ②前項第1号及び第2号の規定は、本法修正の公布のときの未成年者にも適用する。	第1条 次に掲げる者は、それぞれ中華民国国籍に属する。 1、出生の時に父が中国人であるとき。 2、父の死亡後に出生し、その父が死亡した時に中国人であったとき。 3、父が知れない場合又は国籍のない場合に、その母が中華民国人であるとき。 4、中国の地域で出生した場合に、父母が共に知れないとき又は共に国籍を有しないとき。
	第2章 国籍の取得
第3条 外国人又は国籍のない者が、現に中華民国領域内に住所を有し、又次に掲げる各号の条件を具備する場合は、帰化を申請することができる。 1、中華民国領域内に、毎年合計183日以上合法に居留した事実が5年以上継続してある。 2、満20歳以上で中華民国法律及びその本国法によって行為能力を有する。 3、品行が端正である。 4、相当の財産又は技能があつて十分に自立できる。	第3条 外国人又は国籍のない者は、内政部の許可を経て帰化することができる。 ②内政部は、帰化を申請する者が次の各号の条件を具備していなければ、前項の許可をすることができない。 1、5年以上継続して中国に住所を有する。 2、満20歳以上で、中国法及びその本国法によって能力を有する。 3、品行が端正である。 4、相当の財産又は技能があつて十分に自立できる ③国籍のない者が帰化するときは、前項第2号の条件は、専ら中国法によって定める。
第4条 外国人又は国籍のない者が、現に中華民国領域内に住所を有し、前条第2号から第4号までの条件を具備し、中華民国領域内に、毎年合計183日以上合法に居留した事実が3年以上継続してあり、又次に掲げる各号の事情の一があるときもまた帰化を申請することができる。	第2条 外国人で次の各号の事情の一があるときは、中華民国国籍を取得する。 1、中国人の妻となつたとき。但しその本国法によって国籍を留保するときはこの限りでない。 2、父が中国人で、その父に認知されたとき。 3、父が知れない場合、又は父の認知がない場合に、

<p>1, 中華民国国民の配偶となったとき。      2, 父又は母が現に又はかつて中華民国国民であったとき。      3, 中華民国国民の養子となったとき。      4, 中華民国領域内で出生したとき。      ②未成年の外国人又は国籍のない者は、その父母又は養親が現に中華民国国民であるときは、中華民国領域内に合法な居留が3年末満で、かつ前条第2号及び第4号の条件を具備していなくてもまた帰化を申請することができる。</p>	<p>母が中国人であり、その母によって認知されたとき。      4, 中国人の養子となったとき。      5, 帰化したとき。  <b>第4条</b>      次の各号の外国人が現に中国に住所を有する場合は、継続して5年以上経過していないときもまた帰化することができる。      1, 父又は母がかつて中国人であったとき。      2, 妻がかかつて中国人であったとき。      3, 中国で出生した者であるとき。      4, かつて中国に継続して10年以上居所があったとき。      ②前項の第1, 第2, 第3号の外国人は、3年以上継続して中国に居所を有していない場合は、帰化することができない。但し、第3号の外国人は、その父又は母が中国で生まれたときは、この限りでない。  <b>第5条</b>      外国人が現に中国に住所を有し、その父又は母が中国人である場合は、第3条第2項第1号、第2号及び第4号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。</p>
<p><b>第5条</b>      外国人又は国籍のない者が、現に中華民国領域内に住所を有し、第3条第2号から第4号までの条件を具備し、また次に掲げる各号の事情の一があるときもまた帰化を申請することができる。      1, 中華民国領域内で出生し、その父又は母もまた中華民国領域内で出生した者。      2, かつて中華民国領域内に継続して10年以上合法に居留した者。</p>	<p><b>第4条</b>      次の各号の外国人が現に中国に住所を有する場合は、継続して5年以上経過していないときもまた帰化することができる。      1, 父又は母がかつて中国人であったとき。      2, 妻がかかつて中国人であったとき。      3, 中国で出生した者であるとき。      4, かつて中国に継続して10年以上居所があったとき。      ②前項の第1, 第2, 第3号の外国人は、3年以上継続して中国に居所を有していない場合は、帰化することができない。但し、第3号の外国人は、その父又は母が中国で出生したときは、この限りでない。</p>
<p><b>第6条</b>      外国人又は国籍のない者で中華民国において殊勲がある場合は、第3条各号の条件を具備しないときもまた帰化を申請することができる。      ②内政部が前項の帰化を許可するには、行政院の許可を経なければならない。</p>	<p><b>第6条</b>      外国人で中国において殊勲がある場合は、第3条第2項各号の条件を具備しないときもまた帰化することができる。      ②内政部が前項の帰化を許可するには、国民政府の許可を経なければならない。</p>
	<p><b>第7条</b>      帰化した者の未成年の子は、随伴して帰化を申請することができる。</p>
<p><b>第7条</b>      帰化した者の未成年の子は、随伴して帰化を申請することができる。</p>	<p><b>第8条</b>      帰化した者の妻及びその本国法による未成年の子は、随伴して中華民国国籍を取得する。但し妻又は未成年の子について、その本国法に反対の規定があるときは、この限りでない。</p>

台湾国籍法の改正動向について（熊谷）

<p><b>第8条</b> 外国人又は国籍のない者が第3条から第7条により帰化を申請する場合は、内政部にこれをなさねばならず、また帰化の日から中華民国国籍を取得する。</p>	
<p><b>第9条</b> 外国人で第3条から第7条によって帰化を申請した者は、もとの国籍を喪失した証明を提出しなければならない。</p>	
<p><b>第10条</b> 外国人又は国籍のない者が帰化した場合、次に掲げる各号の公職に就くことができない。            1. 総統、副総統            2. 国民大会代表、立法委員            3. 行政院院長、副院长、政務委員、司法院院長、副院长、大法官、考試院院長、副院长、考試委員、監察院院長、副院长、監察委員、審計長            4. 特任、特派の人員            5. 各部の政務次長            6. 特命全権大使、特命全権公使            7. モンゴル、チベット自治区委員会副委員、委員、華僑関係の事務の委員会副委員長            8. その他選抜して任命する第13職等以上の職務の人員            9. 陸海空軍将官            10. 民選の地方公職人員            ②前項の制限は、帰化の日から、満10年経過した後に、解除する。但し、その他の法律に別の定めがあるものは、その規定に従う。</p>	<p><b>第9条</b> 第2条の規定により中華民国の国籍を取得した者及び帰化した者に随伴して中華民国の国籍を取得した妻及び子は、次の各号の公職に就くことができない。            1. 国民政府委員、各院院長、各部部長及び委員会委員長            2. 立法院立法委員及び監察院監察委員            3. 全権大使、公使            4. 陸海空軍將官            5. 各省区政府委員            6. 各特別市市長            7. 各級地方自治体職員            ②前項の制限について、第6条の規定によって帰化した者は、国籍取得の日から満5年後、その他の者は国籍取得の日から満10年経過した後に、内政部が国民政府に対して解除を申請することができる。</p>
	<p><b>第3章 国籍の喪失</b></p>
<p><b>第11条</b> 中華民国国民で次に掲げる各号の事由の一があるときは、内政部の許可を経て、中華民国の国籍を喪失する。            1. 父が外国人で、その父の認知を経たとき。            2. 父が知れない又は父の認知がない場合に、母が外国人であるとき。            3. 外国人の配偶となったとき。            4. 外国人の養子となったとき。            5. 満20歳で、中華民国法律により行為能力を有する者で、自ら外国国籍の取得を希望する者。            ②前項の規定により中華民国の国籍を喪失した者の未成年の子は、内政部の許可を経て、随伴して中華民国の国籍を喪失する。</p>	<p><b>第10条</b> 中国人であつて次の各号の事由の一がある者は、中華民国の国籍を喪失する。            1. 外国人の妻となり、自ら国籍離脱を申請し、内政部の許可を経たとき。            2. 父が外国人であつてその父に認知されたとき。            3. 父が知れない場合、又は父の認知がない場合に、母が外国人であり、その母に認知されたとき。            ②前項の第2、第3号の規定によって国籍を喪失する者は、中国法によって未成年である者、又は中国人の妻でない者に限る。</p> <p><b>第11条</b> 自ら外国国籍の取得を希望する者は、内政部の許可を経て、中華民国国籍を喪失することができる。但し満20歳以上で中国法によって能力を有する者に限る。</p>

<p><b>第12条</b></p> <p>前条の規定により国籍を喪失することを申請した者で、次に掲げる各号の事実の一があるときは、内政部は国籍喪失の許可を与えてはならない。</p> <p>1、男子は満18歳の翌年の1月1日から、常備兵の現役或いは補充兵の現役又は1ヶ月を超える兵期の国民兵役義務を免除されず、または未だ上述の兵役に服していないとき。但し国外に住む国民で、国外において出生しかつ国内に戸籍がない者或いは満15歳当年の12月31日以前に国外に移った者はこの限りでない。</p> <p>2、現役の軍人。</p> <p>3、現に中華民国の公職に任じているとき。</p>	<p><b>第12条</b></p> <p>次の各号の事由の一がある者に対して、内政部は国籍喪失の許可を与えてはならない。</p> <p>1、兵役に服する年齢に達した者で、兵役義務を免除されず、又は未だ兵役に服していないとき。</p> <p>2、現に兵役に服しているとき。</p> <p>3、現に中国の文武官職に任じているとき。</p>
<p><b>第13条</b></p> <p>次に掲げる各号の事由の一がある者は、第11条の規定に符合する場合であってもなお国籍を喪失しない。</p> <p>1、捜査または裁判中の刑事被告</p> <p>2、有期懲役以上の刑の宣告を受け、執行が完了していない者</p> <p>3、民事被告</p> <p>4、強制執行を受け、その手続きが終結していない者</p> <p>5、破産の宣告を受け未だ復権していない者</p> <p>6、租税の滞納している者又は、租税処分を受け罰金を未だ完済していない者</p>	<p><b>第13条</b></p> <p>次の各号の事由の一がある者は、第10条、第11条の規定に符合する場合であってもなお国籍を喪失しない。</p> <p>1、刑事事件の嫌疑者又は被告人</p> <p>2、刑の宣告を受け執行が終わっていない者</p> <p>3、民事事件の被告</p> <p>4、強制執行を受けその手続きが終結していない者</p> <p>5、破産宣告を受け未だ復権していない者</p> <p>6、租税を滞納している者又は租税滞納処分を受け未だ終結していない者</p>
	<p><b>第14条</b></p> <p>国籍を喪失した者は、中国人でなければ享有することができない権利を喪失する。</p> <p>②国籍を喪失した者が国籍喪失前に既に前項の権利を享有している場合は、国籍喪失後1年以内に中国人に譲渡しないときは、その権利は国庫に帰属する。</p>
<p><b>第14条</b></p> <p>第11条の規定によって中華民国国籍を喪失した者が、未だ外国国籍を取得していないときは、内政部の許可を経て、国籍の喪失を取り消すことができる。</p>	
	<p><b>第4章 国籍の回復</b></p>
	<p><b>第15条</b></p> <p>第10条第1項第1号の規定によって国籍を喪失した者は、婚姻関係消滅後に、内政部の許可を経て中華民国国籍を回復することができる。</p>
<p><b>第15条</b></p> <p>第11条の規定により中華民国の国籍を喪失した者が、現に中華民国領域内に住所を有し、且つ第3条第3号、第4号の条件を具備すれば、中華民国国籍の回復を申請することができる。</p> <p>②帰化した者及び随伴して帰化した子が国籍を喪失したときは、前項の規定を適用しない。</p>	<p><b>第16条</b></p> <p>第11条の規定により国籍を喪失した者が中国に住所を有し、且つ第3条第2項第3号、第4号の条件を具備している場合は、内政部の許可を経て中華民国国籍を回復することができる。但し帰化した者及び随伴して国籍を取得した妻子が国籍を喪失したときは、この限りでない。</p>

台湾国籍法の改正動向について（熊谷）

<p><b>第16条</b> 中華民国国籍を回復した者の未成年の子は随伴して中華民国国籍を回復する申請をすることができる。</p>	<p><b>第8条</b> 帰化した者の妻及びその本国法による未成年の子は、随伴して中華民国国籍を取得する。 但し妻又は未成年の子について、その本国法で反対の規定があるときはこの限りでない。 <b>第17条</b> 第8条の規定は第15条、第16条の場合に準用する。</p>
<p><b>第17条</b> 第15条及び第16条によって中華民国国籍を回復する申請をする者は、内政部にこれをなさねばならず、かつ許可の日から中華民国国籍を回復する。</p>	
<p><b>第18条</b> 中華民国国籍を回復した者は、国籍を回復した日から3年内に、第10条第1項各号の公職に任ずることができない。但し、その他の法律に別に規定のある者はその規定に従う。</p>	<p><b>第18条</b> 国籍を回復した者は、国籍回復の日から3年内に、第9条第1項各号の公職に任ずことができない。</p>
<p><b>第19条</b> 帰化、喪失または中華民国の国籍を回復した後、5年内に本法の規定に附合しない事由があれば取り消しをしなくてはならない。</p>	
<p><b>第20条</b> 中華民国国民で外国国籍を取得した者は、中華民国の公職を担当してはならない；すでに担当（公職）している場合は、国民大会代表は国民大会によって立法委員は立法院によって地方民選の公職の人員は当該の各自治機関によって；村里長は郷（鎮、市、区）政府によってその公職が解除或いは免除されることを除いて、各当該機関によってその公職を解除或いは免除される。但し、下に並べる各号の管理の責任を負う主管機関の許可を経た場合はこの限りでない。 1、公立の各級の学校教師（兼任の学術行政主管人員を含む）、講座研究人員、専門技術要員、及び各級の管理の責任を負う教育行政機関の許可経て設立された社会教育機関が招聘する主管にあらざる研究人員。 2、公営事業の経営政策について主要な方策を決める責任を負わない人員。 3、各機関の技術設計の専門の責任者を置く業務で、定期契約で任用された主管者（責任者）業務ではない者。 4、華僑關係の事務の主管機関が組織法に基づいて選び、招聘されわずかに諮問的な無給の委員に供する者。 5、その他の法律で別に規定のある者。 ②前項第1号から第3号の人員は、専門的知識或いは特殊な技能を持ち、わが国においては容易に探し得ない人材で、その上國家の機密に関わらない者に限る。</p>	

第21条 内政部は本法によって申請を受理許可し照合の上証書を出し、証書費用を受け取らなければならない；その料金の標準は、内政部によってこれを定める。	
	第5章 附則
第22条 本法の施行細則は内政部がこれを定める。	第19条 本法の施行は、別に条例で定める。
第23条 本法は、公布の日から施行する。	第20条 本法は、公布の日から施行する。

⑧ 現行国籍法施行条例の第十条は、わが国の国籍を取得・回復又は喪失した後に、国籍法の規定に合致しない事情が認められた場合には、許可を取消すことができると規定している。これを本法に挿入したうえで法の安定を図るために、「五年以内」に規定に合致しない事情があったときにはじめて取消すことができるとする規定を設けた。（修正条文第十九条）

⑨ 現行国籍法施行条例第十条は、外国国籍を取得し依然としてわが国の公職に就いている人員に対して、その公職を解除あるいは免除すると規定する。これを本法に挿入したうえで、列挙方式をもつていくつかの職務は二重国籍者によって担当することが許容されると明確に規定した。（修正条文第二十条）

## 5 若干の検討

① 立法院第2回第4会期内政及び辺政委員会第1回会議において最も激しく論じられたのは、今後台湾が二重国籍を認めず、単一国籍制度を貫徹する方向に進むのかどうかであった。彭百顯委員提案によれば、現在二重国籍を備えるわが国の国民は、国籍の選択をしなければならず、規定に基づき選択しない者は、わが国の国籍を喪失するとして、単一国籍制を貫こうと主張する。台湾国籍法は明文で二重国籍を認めているわけではないが、現行法には、自国と他国との重国籍が生じた場合の国籍選択制度が設けられていない。したがって、とくに海外において居住し中華民国の国籍を有

する者（「僑民」という）を中心として、事実上二重国籍を黙認してきた<sup>16)</sup>。こうした点が外交上の問題にも発展しており、彭百顕委員らの修正草案には、修正第13条として、新たに国籍選択制度を設け、单一国籍制度の確立及び膨大な華僑国籍管理の問題解決のために有効であるとする。

しかしながら、周知のごとく、台湾は国際法上特殊な地位にあり、台湾と外交関係を結んでいる国家がきわめて少ないとから考えると、従来の二重国籍黙認の立場に対しては、いかに海外の僑民、商人及びその子の権益を保護するかという見地からの検討も加えなければならないであろう。多くの僑民は、居住地での生計を立てるために、居住国の国籍を取得せざるを得ない状況があったであろうし、そうした事情を斟酌せず一律に单一国籍の規定を厳格に執行するとなれば、海外の僑民にきわめて重大な影響を及ぼすことになるだろうし、また現在のところ、国民感情からしてもいまだ心理的抵抗感が強いものと思われる。別の角度からは、これまで台湾が二重国籍に寛大であった理由の一つに、国民党政権によって総統選挙の際に海外僑民にも選挙権を与えて、その層を取り込もうとしていたとの指摘がある<sup>17)</sup>。台湾は二重国籍を黙認している状況であるが、総統選挙の時に華僑が投票できるか否かについては、すでに検討を始めているようである。

いずれにしても、膨大な華僑に対して国籍を選択させることの是非を含めて、二重国籍を維持していくか否かについては、今後の最も重大な争点となることは疑いない。しかし、海外僑民に対する配慮という点は除いて、国内における二重国籍者に対する单一国籍の厳格な要求はこれを支持する意見が多く、特に公務員対しては、二重国籍を有する者の任ずる職域を極

16) 前掲注3) 468頁・簡太郎局長発言。「世界各国の国籍法には、单一国籍の主張もあるし、二重国籍の主張もあり、それと国家の環境とは密接な関係がある。わが国に就いては、わが国の現在の環境は比較的特殊で多くの国家はわが国と国交がないので、わが国の人民は国外に於て生きる道、発展を求め、それで国籍を取得するのに違いない。わが国は目下のところ二重国籍の存在を認めているが、しかし決して無条件にではなく、ただ黙認しているだけである。」

17) 立法院第二期四会期内政及び辺政委員会「国籍法修正草案」案及び「国籍法施行条例部分条文案」案一括審査第一次会議記録・立法院公報第83巻第70期委員会記録471頁・李宗正委員発言。

力制限していく方向で意見の一致をみているといえる。この点につき、近時のドイツが、約730万人という膨大な外国移住者を抱えて、それらの者にドイツ国籍の取得を緩和し、さらには二重国籍を認定しようとする国籍法改正の動きがあることが注目される<sup>18)</sup>。

② これまで現行国籍法は、国民の義務としての兵役との関係で、国籍の放棄については一定の制限をしてきた。すなわち、常備兵役適齢である19歳から35歳までは国籍を放棄することができないとされてきたが、幼少の頃から国外で成長した僑民及びその子孫に対して、その実状に適合するよう寛大な処理をおこなうこととし、国外において生まれ、又は国内に戸籍を設けていない者に対しては、国籍の放棄を認めるという方向で一致している。わが国でも、これまでに議論のあった帰化の要件、すなわち、わが国籍法第5条第5号にいう「…日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」との関係で、わが国に在住する僑民がわが国の国籍取得に際して中華民国国籍の放棄ができないため、わが国の国籍取得の障害となっていた問題等への配慮からである<sup>19)</sup>。しかし、わが国についていえば、すでに昭和59年の国籍法改正において、第5条第2項で例外の場合について修正を施してあるため、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情が

---

18) 琉球新報1998年10月15日付夕刊。ドイツ社会民主党と90年連合・緑の党の両党は、連立交渉の中で外国人の権利拡大問題について協議し、ドイツ国籍取得条件の大幅緩和や二重国籍取得を認めることについて合意し、一定の条件を満たせばドイツで出生した外国人の子に国籍が与えられるようにすることである。従来は原則として、15年以上ドイツに居住している外国人に対し国籍取得が認められ、二重国籍は認めていなかったが、改正案によれば、成人の場合、ドイツに8年以上住んでいれば、犯罪歴がないこと等を条件に二重国籍取得を認める。未成年の場合は、5年以上の居住で可能としている。この背景には、シュレーダー政権による外国人層の取り込み政策があるともいわれている。現在ドイツに滞在する700万人ともいわれる外国人のうち、トルコ人を中心に約400万人の国籍取得が可能となるからである。しかし、このドイツ与党の外国人政策に対しては、野党から一斉の反発があり、現在ドイツにおいて国論を二分する大論争へと発展している（同・1999年1月12日・31日朝刊参照）。そして、シュレーダー連立政権誕生後、はじめての州議会選挙となったヘッセン州議会選挙（110議席）が本年2月7日におこなわれ、二重国籍導入に強硬に反対捨てた保守野党のキリスト教民主同盟（CDU）が第一党を確保し8年ぶりに同州政権の座に返り咲いた。与党にとっては、州政府代表で校正する上院（連邦参議院）で過半数を割り込むこととなり、今後こうした外国人政策が遂行されるかどうかは微妙な情勢にある（同・1999年2月8日夕刊参照）。なお、ドイツ連邦政府の公式資料を紹介するものとして、山口和人・ジュリ1152号6頁がある。

あると認められる僑民については、今回の台湾国籍法改正にともなう直接的な影響は少ないといえよう。これはつまり、台湾の政策が「移り行くのは寛大に、移り入るのは厳格に」に向かっていることを顕著に表すものである。

③ 外国人が帰化し、台湾の国籍を取得することによる二重国籍を防止するために、新たに、すべての外国人は国籍変更申請手続によって原有国籍を喪失したことを証明する書証を提出しなければならないとする案が示されている。わが国籍法は、日本の国籍しか持たない者が国籍を離脱することができないことを定めている。これは、無国籍の発生を防止する趣旨であり、国籍法第13条1項は「外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を離脱することができる」とされている。したがって、台湾人男と婚姻した日本人女は、台湾に住所を有し、合法的に三年以上居留したのちに帰化の申請ができるが、その際にわが国の国籍を喪失した証明がなされなければならないとした場合には、单一国籍者の国籍離脱を認めないわが国のような国籍法を採用する国家との関係で不都合が生じることとなる。しかも、わが国の国籍離脱の唯一の要件である「外国の国籍を有する」にある「外国」の文言につき、わが国では従来から議論があり、国際法上の承認国家でなければならないか否かが問題とされている。この点について、日本国籍と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の国籍を有するとして、わが国籍法（但し、昭和59年改正前の国籍法第10条）に基づいて提出された日本国籍離脱の届出が却下された事例<sup>20)</sup>があり、法務省も、国籍法にいう「外国」とはわが国が承認している国を指すものであるとの立場をとっている。しかし、これについては異論もある<sup>21)</sup>。

19) 前掲注3) 466頁・簡太郎局長発言。「国籍を喪失するのにできるだけ寛大に規定しなければいけないのは、いくらかの人は幼い頃から海外で成長し、生存及び事業発展の需要のために居住地の国籍を取得しなければならず、もしも我々が彼に国籍を喪失させなければ、彼は永遠に当地の国籍を取得する方法がなく、例えると日本がまさにそうだ。」

20) 京都地方法務局昭和50年8月19日付。江川英文＝山田鎧一＝早田芳郎「国籍法（新版）」有斐閣131頁参照。

21) 深池良夫「国際私法講義」有斐閣100頁。

日本人が台湾の国籍取得を希望しようとする場合に、わが国の国籍離脱が認められることの是非についてはわが国籍法上の問題であるとしても、わが国がそのような場合に例外的に事実上の二重国籍を認めることになるに過ぎない（しかし、わが国籍法上の解釈では、なお国籍の抵触は生じないとされる）－、これによって台湾人の配偶者となり、現在台湾に住所を有し、かつ合法的に三年以上の居留経験のある日本人で、台湾での永住意思を有し、かつ自己の志望によって台湾の国籍取得を希望する者に対しては、十分な保護があたえられないこととなり、極めて不安定な法律関係を生じさせることとなる。

台湾国籍法の修正草案のなかで、依然として二重国籍を維持するとの基本的立場においては、帰化の条件の例外規定を設けることも可能であろう。例えば、修正第9条第2項として「内政部は、外国人がその意思にかかわらず原有国籍を失うことができない場合において、中華民国国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項の条件を備えないときでも、帰化の申請を許可することができる」との規定をおくことにより、こうした類型の問題を処理することができる。帰化の許可を得ようとする者が、修正第9条の条件を備えることができるか否かは、その原有国籍所属国の法律しだいであり、この点に関する諸国の立法例も様々である。したがって、修正第9条の掲げる二重国籍防止条件は、その当該國立法例の如何によっては中華民国への帰化をきわめて困難なものにする可能性がある。二重国籍防止という理念は、国籍立法における一つの重要な要請であることはいうまでもないが、いかなる場合においてもこれを優先し重国籍発生のおそれがない場合にのみ帰化を許可しなければならないものかどうかは疑問のあるところである<sup>22)</sup>。

④ その他、今回の修正草案に現れている改正のポイントとしては、従来の父系血統優先主義から、新たに父母両系血統主義を採用していることである。これについては、多言を要しないと思われる。いうまでもなく男女平等の原則を法文化したものであるが、その点について、帰化の条件に

22) 前掲・江川＝山田＝早田「国籍法（新版）」94頁以下参照。

おいても「中華民国人男の配偶者」と「中華民国人女の配偶者」とを同等の取扱いとしたことが特記すべきであろう。現行国籍法では、中華民国人の妻となった者は、原有国籍を留保しない限り台湾の国籍を有するとされており、他方、「外国人婿」は婚姻にともない当然には国籍が与えられず、帰化による方法が認められるのみであった。この点につき、修正案では、男女を問わず外国人配偶者に対しては、一定の要件を満たしたものに対して、すべて帰化の方法によって国籍の取得を認めることになった。

また、委員提案の修正案の段階から一貫して共通している修正部分として、「中国」という文言を「中華民国」に変更することが挙げられる。現条文にいう「中国人」は法律用語ではないうえ、「中国人」が指すのは一体「中華人民共和国」の人民なのか、それとも「中華民国」人民なのかという、適用上の困惑が常に生じているからである。「中国の地」を「中華民国の地」又は「わが国の領域」に改めるのも同様の理由による。ただし、これについては、「領域」を現行憲法第4条における「固有の領域」と行政側が認識するのに対して、立法委員らから主権と治権との混同であるとして、必ずしも国籍法が、事実上執行可能性の乏しい憲法上の解釈にしたがう必要性はないと主張しているのが注目される。いずれは、憲法上の修正にまで議論が及ぶものであるとして興味深い。

最後に、外国人が帰化した後の台湾法上の法的地位についてであるが、日本はこれにつき一切の制約がない。旧国籍法下においては、帰化によって日本国民となった者は、国務大臣、帝国議会議員、大審院長、会計検査院長、陸海軍の将官及び枢密院議長に就任することが制限されていたが、現在は、憲法14条の法の下の平等の原則に従い、何らの差別もない。この点につき、アメリカ合衆国は、憲法第2条第1節(5)項において「出生によって市民となった者又はこの憲法が批准されたときに合衆国市民であった者でなければ、大統領になることはできない」として、帰化した者が一定の地位に就くことを制限している。

本修正草案においては、修正第十条において、上記別表のごとく制限される職域を列挙している。ただし、これらはいずれもひとたび時間がくれ

ば自動的に解除されることになっており、実質的に帰化した者の法的地位に影響を及ぼすものではない。しかしながら、同条第2項但書によれば、「その他の法律に別の定めがあるときは、その規定にしたがう」とあり、「總統、副總統選挙罷免法」の第20条第2項には、「中華民国国籍に帰化した者は、總統、副總統の候補者になる登記をすることができない」とあるため、アメリカ合衆国と同様に、中華民国においてもこの種の制約は存在することになる。

なお、「能力を有する者」を民法用語に符合させるため「行為能力を有する者」と改めるよう提案されているが、日本の国籍法上は、中華民国の現行法と同様に「能力を有する」とされており、年齢以外の理由による行為能力の有無までも問題とする趣旨ではなく、むしろ「本国法上成年者」というのと同じであると考えられている<sup>23)</sup>。ここで「能力」をあえて「行為能力」にあらためる趣旨が不可解ではあるが、これについての提案説明がないため疑問点として掲げるにとどめる。

## 6 おわりに

すでに述べたとおり、現在台湾国籍法の改正作業は、政府提案の修正草案が提出された後、審議が再開されていない。立法委員提案の修正草案を審議した立法院第2回第4会期内政及び辺政委員会第1回会議記録で、再三にわたり政府提案が出されていないことに対する批判が相次いだことを受けて、行政院は国籍法改正のための特別案件班（プロジェクトチーム）に早急なる代案提出を働きかけ、漸く政府案と議員案とが出揃った状態にある。上記の会議の出席委員及び議員らの共通した認識である、両者の案が出揃った段階での実質的審議が望ましい状況に、今まさにあるわけである。今後の国籍法改正作業がどのように進展するかは、結局のところ、立法機関及び立法議員らの現行国籍法の改正を促進したいという意思如何にかかると

---

23) 前注・同92頁。

ころなのかもしれない。今回入手し得たわずかな資料をもとに、今後の進展についての曖昧な観測をすることは許されぬが、少なくとも政府提案の国籍法修正草案が現在における最も有力な案であろうし、各委員による個別的な検討段階に入っているものと考えられよう。台湾の立法過程によれば、審議の中断に2年乃至3年を要することが特に珍しいとも考えられない。台湾においては、重要法律の改正において「改正要綱試案」なるものが公表されるということもなく、またその審議の過程を知るすべもきわめて限られている。今後の新たな動きに注目しつつ、その後の改正動向についても資料が得られた段階で隨時紹介していきたいと考えている。

---

\* 本稿の執筆に際しては、台湾での調査及び資料収集の段階から、本学法学部4年次学生で1998年度国外協定校（台湾東海大学）派遣留学生の宜壽次亜貴君のご協力を得た。帰国後においても、資料の翻訳、整理等で多労を煩わせ、こうした献身的協力がなければ本稿は日の目を見ることはなかったであろう。ここに記して、深く感謝申し上げたい。